

複写

# 要 望 書

令和2年7月 7日

横浜市長

林 文 子 殿

一般社団法人 横浜市私立保育園園長会  
会 長 大 庭 良 治

## 要望事項

当会は、貴市に対して、以下を要望いたします。

### 第1 保育所入所手続の改善

- 1 保育所の4月入所につき、育児休業中の場合に付されている復職時期の期限を、現在の5月1日から9月1日まで延長すること
- 2 保育所入所の利用調整基準において、居宅内労働（内勤）のランクを居宅外労働（外勤）と同ランクとすること

### 第2 委託費関連

- 1 ローテーション保育士雇用費につき、保育士を正規雇用できる額に増額すること
- 2 緊急事態宣言下で出勤した保育所職員に対する危険手当を支給すること
- 3 私立保育所に対する委託費を当該月内に支払うこと

### 第3 災害時・非常事態時の対応

- 1 災害時又は非常事態時における保育所の開所に関する対応策及び実施基準を直ちに策定すること
- 2 新型コロナウイルス感染症の流行時、感染の兆候が現れた保育所職員へ優先的にPCR検査を実施すること
- 3 感染症流行時に、保育所に対し感染症予防備品の優先的配給を行うこと

## 要望理由

### 第1 要望事項第1（保育所入所手続の改善）について

#### 1 総論

- (1) 現在の保育所利用への高いニーズに対し、日頃から貴市の対策やご配慮をいただいていることについては拝謝している。
- (2) その一方で、今もなお、保育所入所に関し、保護者が希望する保育所へ、希望する時期に入所することは不可能ともいえる状況である。

この現状に対し、保護者は、利用調整における優先順位を上げるために、本来の入所時期に先立ち優先順位ポイントを得られる園へ入所させたり、就労時間や就労態様を調整したりするなどの手段を講じているようである。また、入所時期については、育児休業期間を早めに切り上げてやむなく4月入所としていることが大半のようである。

- (3) このように、保護者にとってみれば、新生児誕生後の心身ともに負担のある時期に、保育所入所のため、本来であれば必要のない負担を負わされている状況であり、このことは、保護者だけでなく子どもにとっても大きな負担となっている。貴市は入所に関するこのような状況を、保育所入所の慣例や常態と捉えて放置すべきではなく、積極的に改善策を講じるべきである。
- (4) 当会は、保護者にとって利用しやすい保育所となる必要性を従来より訴えているところ、その中でも保護者にとって最大の負担となっている入所利用調整等につき、貴市が直ちに改善し、入所時の保護者の負担を少しでも軽減することを求め、次の要望を行う。

#### 2 同1項「保育所の4月入所につき、育児休業中の場合に付されている復職時期の期限を、現在の5月1日から9月1日まで延長すること」

##### 【要望事項第1の1】

##### (1) 貴市の入所条件

現在の貴市の4月入所の条件として、保護者が4月30日までに育児休業を終えて5月1日に復職することが定められている。

(2) 現状

かかる復職条件があること、及び、貴市においては年度途中の入所が困難となっていることから、法定の育児休業期間1年を取得することを希望する保護者であっても、育児休業をやむなく短期間で切り上げて4月に入所している現状である。

(3) 休業期間取得権利の保護

保護者の育児休業期間を取得する権利は、労働者の権利として最大限尊重されるべきであり、保育所入所のためにやむなく期間を短縮させることは法の趣旨にも反する。また、新生児出生後の家庭育児期間は、保護者の心身の安定及び、新生児の心身面での健全な発達のために非常に重要な時期であり、この期間が保護者の意向に反してまで短縮される状況におくべきではない。

(4) 結論

よって、保護者の権利を保障し、保護者と子どもの情緒の安定を図るためにも、上記復職期限を変更し、期限を9月1日まで延長すべきである。

なお、復職期限を延長した場合の保育の運用については、当会の提案を次に述べる。

(5) 保育の運用

復職時期を9月1日まで延長した場合、入所した児童が登園しない期間が生じることになるが、その場合においても、保育所は離乳食の提供、遊び・読み聞かせ等の時間の提供により入所まで保護者の育児をサポートする。

また、母乳育児の場合、低月齢にて入所した場合には冷凍母乳等の対応が必要となり、育児休業を切り上げた母親にとっては身体的、精神的な負担が非常に大きかったが、1歳前後で入所することになるため、この点も解消されることになる。

拡大した復職条件下での保育の運用の詳細については、貴市と当会で協議の上、設計を行いたい。

**3 「保育所入所の利用調整基準において、居宅内労働（内勤）のランクを居宅外労働（外勤）と同ランクとすること」【要望事項第1の2】**

### (1) 貴市の規定

現在、貴市の入所にかかる利用調整基準において、保護者の勤務形態につき、外勤と比べて内勤の場合は、就労時間が同一の場合、ランクが一段階低く規定されている。

### (2) 勤務形態の変化

しかしながら、時代の変化に応じて保護者の勤務形態も多様化しており、特に、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い国をあげて在宅勤務の強い要請があったことで、企業でも在宅勤務を積極的に採用するようになり、在宅勤務を原則とする企業も出てきているようである。

そして、新型コロナウイルス感染症対策の点からも、通勤時間削減の点からも、新たな働き方として在宅勤務が今後も定着することが予想されている。

かかる時代の変化を受け、貴市においても、利用調整基準における外勤と内勤の区別を撤廃し、同ランクとすべきである。

### (3) 区別撤廃の理由

現在の基準のままでは、保護者は、保育所入所のランクを上げるため、やむなく外勤を選択せざるを得ず、在宅勤務制度を採用する企業への就職を回避したり、勤務する会社からの在宅勤務指示を拒むことが予想される。

つまり、現在の利用基準は、保護者の多様な働き方の選択権を奪い、社会における多様な働き方を推進する流れを阻害する原因ともなってしまうのである。

また、保護者がやむをえず外勤を選択することにより、通勤時間が必要になり、在宅勤務に比べて多い場合は数時間保育時間が増え、子ども及び保護者双方の精神的・身体的負担が増大することになる。

このように、これまでの外勤を原則とする固定観念にとらわれた基準のままでは、今後の時代の変化に対応できなくなり、当然ながら上記のような不利益に対する保護者の反発が生じてしまう。その結果、子育ての場として貴市が選ばれなくなることが懸念されるのである。

(4) 結論

テレワークの拡大により在宅勤務に支障がなくなった現在、特に子どもが年少のうちには子どもとの時間を取りやすい在宅勤務を選択する保護者が増加することが予想される。貴市としては、外勤と内勤の区別を撤廃し、在宅勤務を選択した保護者も、外勤の保護者と等しく受け入れるよう基準を改訂すべきである。

なお、雇用の場合の在宅勤務（内勤）という形態とは異なる居宅内自営については、上記理由が該当するとはいえない部分もあるが、多様な働き方の保護という観点から、上記要望の対象に含める。

第2 要望事項第2項（委託費関連）について

1 「ローテーション保育士雇用費につき、保育士を正規雇用できる額に増額すること」【要望事項第2の1】

- (1) 昨年度の要望書にて、ローテーション保育士雇用費につき要望を行ったが、改善が見られないため、本年も同一の要望を行う。
- (2) 貴市の保育士配置基準を充たすためには、ローテーション保育士の配置が必須であるところ、特に配置基準が不足する朝夕の数時間のみ有資格保育士を雇用することは極めて困難であることから、ローテーション保育士を正規職員として雇用している。この結果、従来確保しきれなかった休憩時間や事務時間の確保にもつながっている。
- (3) ところが、現在のローテーション保育士雇用費の助成額は、パート職員での雇用を前提とした額とされており、正規職員としてローテーション保育士を雇用すればするだけ、保育所の持ち出しとなってしまう状況となっている。上記配置基準の順守は、貴市による監査事項にもなっていることからしても、貴市が責任を持って助成を行うべきである。
- (4) よって、保育所の経済的負担を軽減するためにも、ローテーション保育士雇用費用の額を、正規職員を雇用できる額まで増額すべきである。

## 2 「緊急事態宣言下で出勤した保育所職員に対する危険手当を支給すること」【要望事項第2の2】

### (1) 緊急事態宣言下での保育の実施

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言下において、保育所は自粛要請の対象とされなかったため、保育所職員は、感染リスクのある中で、保育を必要とする保護者のために使命感を持って懸命に保育を実施した。

その後、貴市から保護者に対する登園自粛要請が出され、登園児童の数は減少したものの、保育を必要とする業種については引き続き保育の実施を継続したため、一定数の保育所職員は引き続き出勤を続け、保育にあたった。

### (2) 職員の恐怖及び強いストレス

国及び貴市からは対策として「3密回避」が求められていたものの、かかる緊急事態はこれまでに経験のないものであり、かつ、保育所は3密回避が極めて困難な現場であることから、当時、保育所職員からは勤務への不安の声が多数挙がっていた。

すなわち、保育所はソーシャルディスタンスを取ることでできず、効果的な感染予防策を十分に実施できない環境にあることから、子ども、保護者、及び保育所職員にひとたび感染者が出れば、たちまち保育所内で感染が拡大し、職員自身もいつ感染してしまうか分からないという強い恐怖がある、というものであった。

この間、保育所では消毒液等の感染症予防備品の不足状態が続き、マスクの入手もままならず、感染症予防についての適切な指導等も十分に得られない状況で、子ども、保護者、及び職員の安全を守るために手探り状態での保育実施であった。現場はまさに「緊急事態」であり、保育所職員の上記恐怖を払拭する効果的な対策はなさに等しかった。

このように、緊急事態宣言期間中、保育所職員は自らの感染リスクへの恐怖を抱きつつ、同時に、子ども及び保護者へ感染を拡大しないように常時細心の注意を払うという強度のストレス下で勤務を続けた。

### (3) 保育所の社会的役割

保育所は、保育の必要な子どものための施設であり（児童福祉法第24条）、保護者に勤務の必要性がある限り原則として保育を実施する。

このように、保育所は、医療、介護、インフラ等の業種と同様に、社会生活を維持するために必須の業種であり、保育所が開所しなければ保護者が勤務できないことからすると、現在の日本社会を支える重要な業種の1つといえ、保育所職員はエッセンシャルワーカーである。

このことは、今般の緊急事態宣言下での保育の継続について、報道やSNSにて多数の謝意が示されたことにより、国民に広く知れ渡ったところである。

### (4) 保育業務の感染リスクの高さ

本年4月に当会より提出した要望書でも述べた通り、保育は、特に乳児期は抱っこやおんぶなどにより直接触れ合うことを回避することなどでできず、食事介助やオムツ替え、排泄の介助等もあり、子どもとの濃厚接触を前提として成り立っている業務である。

感染症対策として真っ先に挙げられるソーシャルディスタンスを確保することは到底不可能であり、子どもとの生活が主であることから、防護服やフェイスシールドの着用も当然できない。手袋の着用も排泄介助時など一時的に行うことが限度である。また、子どもがマスクを着用することが困難であることから、常時飛沫を避けることができない状況である。

また、最近、子どもの発育のためには、保育士の表情を隠すマスクの着用は好ましくない等との見解も出されているところであり、保育所職員の感染症対策の困難さを一層浮き彫りにしている。

このように、他業種と比べると、保育所職員は感染症予防対策が困難であり、生身のまま感染リスクの高い現場に立っていると云わざるを得ない。この点は、貴市としても十分に把握し、客観的に評価すべき点であり、保育所職員のボランティア精神に委ねているままでは済まされない。

(5) 危険手当等の支給

国は、医療従事者及び介護従事者への慰労金支給（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業）を行うことを決定したものの、保育従事者への慰労金支給は未だ決定していない。上述のとおり、保育所職員が取り得る感染予防対策は、医療従事者や介護従事者よりはるかに劣るものである。

このような現状を受け、福岡市など自治体の中には、保育従事者に対する独自の給付金の支給を早々に決定しているところもある。

上記のように、感染リスクが非常に高い業務に従事する保育所職員に対し、業務の内容及びリスクに見合った手当を支給せず、現在の処遇のままとしていると、保育士の離職等から来る保育崩壊も近い将来起こりかねない。保育士の低処遇に反発する世論の高まりもある中で、今こそ保育所職員の業務を再評価すべきである。

そして、緊急事態下で懸命に保育にあたった保育所職員へ危険手当を支給することにより、エッセンシャルワーカーとしての保育所職員の地位を向上させ、処遇改善を更に進めるといふ貴市の姿勢を全国に表明すべきである。

(6) 結論

以上より、貴市は至急、緊急事態宣言下で出勤した保育所職員に対する危険手当の支給を決定されたい。

3 「私立保育所に対する委託費を当該月内に支払うこと」【要望事項第2の3】

- (1) 委託費の月内支払は、平成29年度の要望書要望事項第3項にて要望したものの、未だに月内支払が実現していない。
- (2) 委託費の支払時期については、子ども・子育て支援法施行規則第18条が、「市町村は、法第二十七条第一項の規定に基づき、毎月、施設型給付費を支給するものとする。」と定め、毎月支給を義務付けている。

また、内閣府・文部科学省・厚生労働省の通知により、「各月初日に利用する子どもに係る施設型給付費等については、当月分は遅くともその月中に支弁すること。」とされている（平成29年10月2



7日、府子本第852号、29文科初第993号、子発1027第1号)。

それにもかかわらず、支払期限が遵守されていない状態が数年も継続しているのである。

- (3) 保育所の健全な運営のため、及び、上記政令及び通知の遵守のためにも、支払時期について至急改善を求める。

### 第3 要望事項第3項（災害時・非常事態時の対応）について

#### 1 「災害時又は非常事態時における保育所の開所に関する対応策及び実施基準を策定すること」【要望事項第3の1】

- (1) 大規模な災害や非常事態の発生頻度が高まっている昨今では、災害発生（接近）時又は非常事態時の保育所の開所についても、従来どおりの「原則開所」が妥当でないケースが想定され、臨時休園等の対応について直ちに検討を進める必要がある。

- (2) この点、保育所については、施設長又は設置者等が災害発生時又は非常事態時に臨時休園を行うことができる旨を定めた法令がない。

よって、法に基づき保育の実施を行う貴市が直ちに基準を策定し保育所及び保護者へ示すべきである。

- (3) 仮に、災害時等の対応を各保育所に委ねてしまうと、現場に混乱が生じ、子ども・保護者・保育所職員の生命身体の守り切れないおそれが容易に想定される。また、万が一、何らかの損害が生じてしまった場合に、その責任の所在もあいまいとなってしまう、無用な紛争を引き起こす可能性が高い。

- (4) このような状況を回避し、保護者にとっても納得のいく対応を行うためにも、貴市による基準が必要なのである。

- (5) 開所に関する対応策としては、例えば、子ども・保護者・保育所職員に危険が想定される場合には、区域の保育所毎に連携をし、環境的・人間的に保育可能な保育所を1～2箇所開所することとする等、保育の必要性和保育所開所の危険性を考慮した上で、バランスの取れた方策及び実施基準を定めておくことが考えられる。

また、その際に、必要な備品や食料品などが必要なところに配備されるよう検討をされたい。

**2 「新型コロナウイルス感染症の流行時、感染の兆候が現れた保育所職員へ優先的にPCR検査を実施すること」【要望事項第3の2】**

- (1) 新型コロナウイルス感染症の流行により、残念ながら当会所属の保育所においても感染者が出たことは記憶に新しいところである。
- (2) 中でも、保育所内で最初に感染の兆候が現れたのが保育所職員であったケースにおいては、当該保育所職員へのPCR検査が各所で拒まれた結果、数日後にようやく実施された検査で陽性反応が出るまで、保護者への明確な情報提供ができなかったという状況となり、検査体制への不満及びそれによる感染症対策面での不利益が聞かれた。
- (3) ついては、保育所での感染拡大防止及び保護者への正確な情報提供のため、保育所職員に感染の兆候が出現した際には、当該保育所職員に対し優先的にPCR検査が実施されるよう、貴市の担当部署への要請を行うよう要望する。

**3 「感染症流行時に、保育所に対し感染症予防備品の優先的配給を行うこと」【要望事項第3の3】**

上記要望事項第3の2に関連して、新型コロナウイルス感染症に必要な感染症予防のための備品につき、継続して優先的配給を行うよう要望する。

以上